

平成16年第1回美郷町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成16年11月10日（水曜日）午前10時開会

第1 仮議席の指定について

第2 議長選挙について

議事日程（第2号）

第1 議席の指定について

第2 会議録署名議員の指名について

第3 会期決定について

第4 副議長の選挙について

追加日程第1 議席の一部変更について

第5 発議第1号 美郷町議会委員会条例の制定について

第6 発議第2号 美郷町議会会議規則の制定について

第7 発議第3号 美郷町議会傍聴規則の制定について

第8 発議第4号 美郷町議会事務局設置条例の制定について

第9 発議第5号 美郷町議会広報の発行に関する条例の制定について

第10 議会常任委員会委員の選任について

第11 議会運営委員会委員の選任について

第12 議会広報委員会委員の選任について

第13 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて

第14 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて

第15 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて

第16 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて

第17 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて

第18 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて

第19 承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（48名）

1番	福田	守君	2番	煙山	多三郎君
3番	佐々木	順吉君	4番	鈴木	一君
5番	村田	薫君	6番	小西	文男君
7番	谷屋	誠市君	8番	田口	繁男君
9番	中村	利昭君	10番	吉野	久君
11番	小田長	輝一君	12番	泉	繁夫君
13番	大久保	伸一君	14番	武藤	威君
15番	高橋	猛君	16番	戸澤	勉君
17番	久米	章弘君	18番	高橋	隆治君
19番	泉谷	理毅男君	20番	伊藤	福章君
21番	熊谷	良夫君	22番	齊藤	新一郎君
23番	森元	利漢君	24番	泉	美和子君
25番	高橋	正治君	26番	山田	鐵之助君
27番	高橋	福松君	28番	藤田	亥左夫君
29番	若畑	文英君	30番	高橋	久男君
31番	森元	淑雄君	32番	武藤	健君
33番	永井	久雄君	34番	熊谷	隆一君
35番	佐々木	正君	36番	佐藤	倉一君
37番	中村	美智男君	38番	戸沢	藤一君
39番	佐藤	時夫君	40番	齊藤	正衛君
41番	深沢	義一君	42番	澁谷	俊二君
43番	飛澤	龍右工門君	44番	杉澤	隆一君
45番	半田	秀雄君	46番	竹村	由広君
47番	伊藤	光明君	48番	後松	一成君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長職務執行者	藤 嶋 長右工門 君	町長公室長	小 原 正 彦 君
総務課長	二 藤 誠 祥 君	企画課長	山 内 英 世 君
税務課長	深 澤 章 一 君	住民生活課長	鈴 木 四 郎 君
総合サービス課長 (六郷庁舎)	坂 本 昇 君	総合サービス課長 (千畑庁舎)	中 野 弘 君
総合サービス課長 (仙南庁舎)	森 川 福 蔵 君	福祉保健課長	樋 場 雄 一 君
農政課長	深 澤 廣 君	商工観光課長	小 林 宏 和 君
建設課長	照 井 一 夫 君	国体準備室長	渋 谷 喜 一 君
出納室長	大 澤 薫 君	農業委員会 事務局長	出 雲 征 夫 君
教育委員長	清 水 猛 君	教 育 長	高 橋 福 雄 君
学務課長	飛 澤 明 則 君	社会教育課長	小 松 清 君
幼児教育課長	泉 谷 隆 雄 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	武 藤 久 男	参 事	渋 谷 新 一
局長補佐	田 中 まき子	局長補佐	久 米 良 子
上席主任	大 澤 修		

事務局長（武藤久男君） 本日は、美郷町が発足しまして最初の議会でありますので、美郷町職員を紹介いたします。敬称は略させていただきます。

（事務局長が説明員並びに議会事務局職員を紹介）

町長職務執行者より、招集のあいさつをお願いいたします。

（町長職務執行者 藤嶋長右工門君 登壇）

町長職務執行者（藤嶋長右工門君） おはようございます。

本日第1回美郷町の臨時議会を開催いたしましたところ、議員各位にはご多用中にもかかわらずご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

奥羽山脈の木々が紅葉を迎えるのと時を同じくし、11月1日より美郷町が誕生をいたしました。

平成14年10月に「仙北東部合併研究会」を設立し、その後「仙北東部合併推進協議会」さらには法定の「千畑町・六郷町・仙南村合併協議会」の設置から1年8ヶ月に及ぶ協議を重ね、平成の大合併では県内トップをきって美郷町が誕生することができました。

これも、議員各位はもとより、地域住民の皆様の多大なるご協力とご支援によるものと心より感謝申し上げます。

新しい町長が決定するまでの間、私が町長職務執行者を務めさせていただくわけですが、旧3町村から美郷町への移行がスムーズに行われ、遅滞なく業務を遂行していくための大切な期間であり、その責任の重さを痛感しているところであります。

11月1日には開庁式をはじめ、職員への辞令交付式、173件に及ぶ条例等の専決処分の決裁、固定資産評価審査委員会、教育委員会の選任辞令交付式、選挙管理委員会の実施、消防団長の任命、旧3町村との事務の引き継ぎ等を行い、2日目以降につきましては関係公所に、美郷町誕生のごあいさつに伺っております。

また、11月1日に実施された選挙管理委員会において、美郷町長選挙の告示が11月23日、同月28日に投票が執り行われることが決定されました。同日には私の職務執行者としての任期も終了するわけですが、議員の皆様におかれましては、合併協定書にもございますように、合併特例法第7条の規定を適用し、任期を平成17年9月10日までの11ヶ月のあいだ美郷町議会議員として町政の運営をお願いいただくわけであります。

現在、国と地方の三位一体改革の推進、地方経済並びに基幹作物である米価の長期的な低迷に

より、町制施行以来まもない美郷町を取り巻く状況は、決して楽観できるものではありません。美郷町が行政と町民の融和をもって発展できますように、ご協力をお願い申し上げます。

つぎに、今回提出している議案についてであります。11月1日に専決処分をいたしました各条例案、暫定予算及び事務の委任関係等の承認をお願いするものであります。

なにとぞ、よろしくご審議のほどをお願い申し上げますとともに、11月28日に正式に美郷町長が選出され、町政運営に関わる諸事業が滞りなく執行でき、速やかに新町長にバトンをつなげますよう、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、招集のご挨拶とさせていただきます。

事務局長（武藤久男君） 議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107条の規定により年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

したがいまして、出席議員の中では、煙山多三郎議員が年長でございますので、ご紹介申し上げます。煙山議員は議長席をお願いいたします。

（臨時議長 煙山多三郎君 議長席に着く）

臨時議長（煙山多三郎君） おはようございます。

今日は非常にご苦労さまでございました。執行部はじめ議会の皆さん、そして住民の皆さんのご協力によりまして、11月1日から新しい町、美郷町が誕生しました。それから、ちょうどきょうで10日になりまして、初会合をすることになりました。

ただいまご紹介されました煙山多三郎です。地方自治法第 107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。

どうぞこれからよろしくお願い申し上げます。

開会及び開議の宣告

臨時議長（煙山多三郎君） ただいまの出席議員は48名で定足数に達しています。

ただいまから平成16年第 1 回美郷町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前 10 時 11 分）

臨時議長（煙山多三郎君） 議事の進行につきましては、美郷町議会の会議規則が、まだ公布さ

れておりません。よって本議会は、標準会議規則により進行したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

臨時議長(煙山多三郎君) 異議なしと認めます。

よって本議会は、標準会議規則により進行いたします。

なお、報道関係者から議場内での写真撮影の申し出がありますので、これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

臨時議長(煙山多三郎君) 異議なしと認めます。

それでは、議場内での写真撮影を許可します。なお、撮影時間は5分間といたします。

(報道関係者 議場内で写真撮影)

臨時議長(煙山多三郎君) これをもちまして、議場内での撮影を終わらせていただきます。

仮議席の指定について

臨時議長(煙山多三郎君) 日程第1、仮議席を指定します。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

(臨時議長が指定した仮議席は次のとおり)

1番	澁谷俊二君	2番	福田守君
3番	高橋隆治君	4番	飛澤龍右工門君
5番	斉藤正衛君	6番	高橋正治君
7番	戸沢藤一君	8番	若畑文英君
9番	久米章弘君	10番	半田秀雄君
11番	杉澤隆一君	12番	伊藤光明君
13番	熊谷良夫君	14番	小田長輝一君
15番	高橋猛君	16番	後松一成君
17番	武藤威君	18番	森元淑雄君
19番	中村美智男君	20番	村田薫君
21番	泉美和子君	22番	佐藤倉一君
23番	伊藤福章君	24番	吉野久君

25番	谷屋誠市君	26番	中村利昭君
27番	泉繁夫君	28番	鈴木一君
29番	深沢義一君	30番	佐々木順吉君
31番	高橋久男君	32番	森元利漠君
33番	田口繁男君	34番	高橋福松君
35番	煙山多三郎君	36番	泉谷理毅男君
37番	佐藤時夫君	38番	小西文男君
39番	大久保伸一君	40番	武藤健君
41番	戸澤勉君	42番	竹村由広君
43番	熊谷隆一君	44番	齊藤新一郎君
45番	藤田亥左夫君	46番	永井久雄君
47番	佐々木正君	48番	山田鐵之助君

議長選挙について

臨時議長（煙山多三郎君） 日程第2、これより議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にしたらよいかお諮りします。

28番、鈴木一君。

28番（鈴木一君） 28番、鈴木です。投票をお願いします。

臨時議長（煙山多三郎君） ただいま投票の発言がありますので、議長選挙は投票によって行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

臨時議長（煙山多三郎君） ただいまの出席議員は48名であります。

次に、立会人を指名します。

標準会議規則第32条の規定により、1番の澁谷俊二議員、2番の福田守議員、3番の高橋隆治議員を指名いたします。

投票用紙の記載は自席でお願いいたします。それでは、投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配付)

臨時議長(煙山多三郎君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

臨時議長(煙山多三郎君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱をあらためます。

(投票箱点検)

臨時議長(煙山多三郎君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。氏名をはっきり記載願います。また、白票は無効といたします。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

(投票)

臨時議長(煙山多三郎君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

臨時議長(煙山多三郎君) 投票漏れはなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

1番の澁谷俊二議員、2番の福田 守議員、3番の高橋隆治議員、立ち会いをお願いします。

(開票)

臨時議長(煙山多三郎君) 開票の結果を報告します。

投票総数48票、これは先ほどの出席議員に符合いたします。

そのうち、有効投票47票、無効投票1票。

有効投票のうち後松一成議員23票、高橋久男議員21票、泉 美和子議員3票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は12票であります。

よって、後松一成議員が美郷町議会初代議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

臨時議長(煙山多三郎君) ただいま議長に当選されました後松一成議員が議場におられますので、本席から標準会議規則第33条の規定により、当選の告知をします。

後松一成議員は、当選の承諾及びごあいさつを登壇の上、お願いします。

(議長 後松一成君 登壇)

議長(後松一成君) 私はいつも、お前のあいさつは長過ぎるというお叱りを頂戴しておりますので、大変失礼とは存じますが、なるべく簡単に今回の議長就任承諾、御礼を兼ねましてごあいさつを申し上げたいと思います。

ご存知のとおり、3町村の合併法定協議会の立ち上げから法定協議会委員の一人として、その末席を汚させていただきました。

そのうちでも、大変重要な案件として議員の特例の問題がありました。おかげさまでいろいろな意見がありましたが、最後は11ヶ月という特例の恩典といえますか、11ヶ月に承認をいただきました。

これは、言うまでもなく議員各位のご理解と町民の皆さんのご理解のたまものだと強く思っておりますし、感謝をいたしております。

したがって、本日の初議会は48名という旧町村の議会と比べて、大所帯の議会でございます。そして、皆さんそれぞれ立派な方々でありますので、1人1人が議場の有資格者であります。

にも関わらず、23票という同僚各位の温まるご支持をいただきまして、今回議長に就任することができました。厚く感謝と敬意を申し上げながら、就任を承諾したいと思います。

しかしながら、このとおりいたずらに馬齢は重ねておりますが、何もできない不肖でございますので、相当強い突っ張り、と、支えですね、また、皆さんのご姿勢があつてこそ、初めてその職務が達成できるものと確信をいたしております。

皆さんのご理解やご協力をいただきながら、十分そのお役目を果たしたいと、こう思っておりますので、何とぞご協力のほどお願い申し上げます。

ただ願わくば、町長職務執行者の本日の召集のあいさつにもありましたが、県内第1号の合併町、美郷町の議会でもあります。その内外に恥じない、そしてできるならば模範的な議会を構築したいものだと、こう念願しておりますので、今まで以上のご指導やご協力をお願いして大変簡単ですが、承諾のごあいさつと御礼の言葉にかえたいと思います。

ありがとうございました。

臨時議長(煙山多三郎君) 大変ありがとうございました。

これをもちまして臨時議長としての職務を終わらせていただきます。

皆さんのご協力本当にありがとうございました。

それでは、後松議長と交代させていただきます。議長席にお着き願います。

(後松一成議長、議長席に着く)

議長(後松一成君) 暫時休憩いたします。

(午前10時42分)

議長(後松一成君) 休憩を解きまして本会議を再開いたします。

(午前10時45分)

議長(後松一成君) ただいまから議会運営に当たらせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

発言のときは挙手をして、議席番号を述べてくださるよう、特にお願いを申し上げます。

議席の指定について

議長(後松一成君) 日程第1、議席の指定を行います。

お諮りいたします。仮議席は議場に入る前に抽選によって決めておりますが、その順序でもう一回抽選して、本議席にしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

通例により、48番の末席は議長の席にいたしたいと思えますし、これから後で副議長選挙が行われる予定になっておりますが、副議長は47番ということにしたいと思えます。

抽選を行いますので、しばらく休憩いたします。

(午前10時46分)

議長(後松一成君) 抽選が終わったようでありますので、休憩を解きまして本会議を再開いたします。

(午前11時 4分)

議長（後松一成君） 議席番号を事務局長が朗読いたします。

（事務局長朗読）

1番	福 田 守 君	2番	煙 山 多三郎 君
3番	佐々木 順 吉 君	4番	鈴 木 一 君
5番	村 田 薫 君	6番	小 西 文 男 君
7番	谷 屋 誠 市 君	8番	田 口 繁 男 君
9番	中 村 利 昭 君	10番	吉 野 久 君
11番	小田長 輝 一 君	12番	泉 繁 夫 君
13番	大久保 伸 一 君	14番	武 藤 威 君
15番	高 橋 猛 君	16番	戸 澤 勉 君
17番	久 米 章 弘 君	18番	高 橋 隆 治 君
19番	泉 谷 理毅男 君	20番	伊 藤 福 章 君
21番	熊 谷 良 夫 君	22番	齊 藤 新一郎 君
23番	森 元 利 漠 君	24番	泉 美和子 君
25番	高 橋 正 治 君	26番	山 田 鐵之助 君
27番	高 橋 福 松 君	28番	藤 田 亥左夫 君
29番	若 畑 文 英 君	30番	高 橋 久 男 君
31番	森 元 淑 雄 君	32番	武 藤 健 君
33番	伊 藤 光 明 君	34番	熊 谷 隆 一 君
35番	佐々木 正 君	36番	佐 藤 倉 一 君
37番	中 村 美智男 君	38番	戸 沢 藤 一 君
39番	佐 藤 時 夫 君	40番	齊 藤 正 衛 君
41番	深 沢 義 一 君	42番	澁 谷 俊 二 君
43番	飛 澤 龍右工門 君	44番	杉 澤 隆 一 君
45番	半 田 秀 雄 君	46番	竹 村 由 広 君
47番	永 井 久 雄 君	48番	後 松 一 成 君

議長（後松一成君） ただいま事務局長が朗読したとおり、指定いたします。

それでは、ただいま指定した議席に移動願います。

(議員着席)

会議録署名議員の指名について

議長(後松一成君) それでは、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

1番の福田 守君、2番の煙山多三郎君を指名いたします。

会期の決定について

議長(後松一成君) 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日から明日11日までの2日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、会期は2日間と決定をいたしました。

副議長の選挙について

議長(後松一成君) 日程第4、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、投票あるいは指名推選のいずれの方法にしたらよいかお諮りします。

32番。

32番(武藤 健君) 投票でお願いします。

議長(後松一成君) ただいま投票の発言がありましたので、副議長選挙も投票によって行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって副議長選挙は投票によって行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

議長(後松一成君) ただいまの出席議員数は48名でございます。

次に、立会人を指名します。

標準会議規則第32条の規定により、1番福田 守君、2番煙山多三郎君、3番佐々木順吉君を指名いたします。

投票用紙への記載は、自分の席でお願いいたします。

それでは、投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

議長(後松一成君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(後松一成君) 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名投票でお願いいたします。白票は無効でございます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

議長(後松一成君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席の1番から順に投票願います。

(投票)

議長(後松一成君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(後松一成君) 投票漏れなしと認めます。

これをもって、投票を終わります。

これより開票を行います。立会人どうぞ。

(開票)

議長(後松一成君) 投票の結果について報告します。

投票総数48票、出席議員と符合いたします。

うち有効投票46票、無効投票2票。

有効投票のうち伊藤光明君22票、高橋 猛君21票、武藤 健君 3 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は12票です。

よって、伊藤光明君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

議長(後松一成君) ただいま副議長に当選されました伊藤光明君が議場におられますので、標準会議規則第33条の規定によって、当選の告知をします。

それでは伊藤光明君から副議長当選の承諾のごあいさつを登壇してお願いします。

(副議長 伊藤光明君 登壇)

副議長(伊藤光明君) ただいま副議長の要職に推挙いただきましてありがとうございました。

もとより浅学非才な者ですけれども、誠心誠意努力する所存でございます。

どうかご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

議席の一部変更について

議長(後松一成君) お諮りいたします。

議席の一部変更についてを日程に追加したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更についてを日程に追加することに決定しました。

追加日程第1、議席の一部変更についてを行います。

ただいま副議長に当選されました伊藤光明君が47番の議席といたします。

よって、永井久雄君の議席を33番とし、議席の変更をお願いいたします。

(議員着席)

発議第1号の上程、採決

議長(後松一成君) 次に、日程第5、発議第1号 美郷町議会委員会条例の制定についてを上

程し、議題といたします。

事務局長が発議案を朗読いたします。

(事務局長朗読)

議長(後松一成君) お諮りします。

ただいまの発議案は、標準会議規則第39条第2項の規定によって、提出者の説明を省略し、質疑、討論についても省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

発議第1号について採決します。

お諮りします。発議第1号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

発議第2号の上程、採決

議長(後松一成君) 日程第6、発議第2号 美郷町議会会議規則の制定についてを上程し、議題といたします。

事務局長が発議案を朗読いたします。

(事務局長朗読)

議長(後松一成君) お諮りします。

ただいまの発議案は、標準会議規則第39条第2項の規定によって、提出者の説明を省略し、質疑、討論についても省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

発議第2号について採決します。

お諮りします。発議第1号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

発議第3号の上程、採決

議長（後松一成君） 次に、日程第7、発議第3号 美郷町議会傍聴規則の制定についてを上程し、議題といたします。

事務局長が発議案を朗読いたします。

（事務局長朗読）

議長（後松一成君） お諮りします。

ただいまの発議案は、標準会議規則第39条第2項の規定によって、提出者の説明を省略し、質疑、討論についても省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

発議第3号について採決します。

お諮りします。発議第3号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

発議第4号の上程、採決

議長（後松一成君） 次に、日程第8、発議第4号 美郷町議会事務局設置条例の制定についてを上程し、議題といたします。

事務局長が発議案を朗読いたします。

（事務局長朗読）

議長（後松一成君） お諮りします。

ただいまの発議案は、標準会議規則第39条第2項の規定によって、提出者の説明を省略し、質疑、討論についても省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

発議第4号について採決します。

お諮りします。発議第4号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

発議第5号の上程、採決

議長(後松一成君) 次に、日程第9、発議第5号 美郷町議会広報の発行に関する条例の制定についてを上程し、議題といたします。

事務局長が発議案を朗読いたします。

(事務局長朗読)

議長(後松一成君) お諮りします。

ただいまの発議案は、標準会議規則第39条第2項の規定によって、提出者の説明を省略し、質疑、討論についても省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

発議第5号について採決します。

お諮りします。発議第5号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

(午前11時37分)

議長(後松一成君) それでは休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

議会常任委員会委員の選任について

議長（後松一成君） 日程第10、議会常任委員会委員の選任を行います。

定数は、総務常任委員が16人、教育民生常任委員が16人、産業建設常任委員が16人でございます。

常任委員は、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お手元に配布しております名簿のとおり指名いたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認め、別紙名簿のとおり指名いたします。

（議長が指名した常任委員会委員は次のとおり）

総務常任委員 泉 美和子、大久保伸一、小田長輝一、佐々木順吉、佐藤時夫、杉澤隆一、
鈴木 一、谷屋誠市、戸沢藤一、中村美智男、福田 守、藤田亥左夫、
武藤 威、村田 薫、山田鐵之助、吉野 久

教育民生常任委員 伊藤福章、後松一成、熊谷良夫、熊谷隆一、佐々木 正、佐藤倉一、
高橋福松、竹村由広、戸澤 勉、永井久雄、中村利昭、半田秀雄、
深沢義一、武藤 健、森元利漠、森元淑雄

産業建設常任委員 泉 繁夫、泉谷理毅男、伊藤光明、久米章弘、煙山多三郎、小西文男、
齊藤新一郎、斉藤正衛、澁谷俊二、高橋正治、高橋隆治、高橋 猛、
高橋久男、田口繁男、飛澤龍右工門、若畑文英

議長（後松一成君） 次に議会常任委員会の委員長、副委員長の選任についてを行います。

それでは、それぞれの委員会毎に別室で協議をし、委員長並びに副委員長を選任の上、事務局に届け出を願います。

暫時休憩いたします。

（午後 1時 3分）

議長（後松一成君） 休憩を解きまして本会議再開いたします。

（午後 1時37分）

議長（後松一成君） ただいま各常任委員会において、委員長並びに副委員長の選任を行いました。その結果を報告いたします。

総務常任委員長には吉野 久君、副委員長には大久保伸一君。

教育民生常任委員長には伊藤福章君、副委員長には高橋福松君。

産業建設常任委員長には泉 繁夫君、副委員長には高橋正治君。

以上でございます。

暫時休憩いたします。

（午後 1時38分）

議長（後松一成君） 休憩を解きまして本会議再開いたします。

（午後 1時40分）

議会運営委員会委員の選任について

議長（後松一成君） 次に、日程第11、議会運営委員会委員の選任を行います。

ただいま、お手元に配布いたしました名簿のとおり指名いたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認め、別紙名簿のとおり指名いたします。

（議長が指名した議会運営委員会委員は次のとおり）

議会運営委員 泉 美和子、熊谷良夫、煙山多三郎、齊藤新一郎、佐々木 正、杉澤隆一、
高橋隆治、高橋福松、半田秀雄

議会広報委員会委員の選任について

議長（後松一成君） 次に、日程第12、議会広報委員会委員の選任を行います。

これも皆さんのお手元に配布しております名簿のとおり指名いたします。これにご異議ござい

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認め、別紙名簿のとおり指名いたします。

(議長が指名した議会広報委員会委員は次のとおり)

議会広報委員 熊谷隆一、久米章弘、田口繁男、谷屋誠市、戸澤 勉、中村利昭、
深沢義一、武藤 健、村田 薫

議長(後松一成君) 次に議会運営委員会、議会広報委員会の委員長、副委員長の選任についてを行います。

それでは、別室において協議をし、委員長並びに副委員長を選任の上、事務局に届け出を願います。

議会運営委員会は東側の議員控室において、議会広報委員会は西側の議員控室でお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(午後 1時42分)

議長(後松一成君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時50分)

議長(後松一成君) ただいま議会運営委員会、議会広報委員会において、委員長並びに副委員長の選任についてお願いいたしました。その協議の結果を報告いたします。

議会運営委員長には熊谷良夫君、副委員長には齊藤新一郎君。

議会広報委員長には村田 薫君、副委員長には久米章弘君。

以上でございます。

承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(後松一成君) 次に、日程第13、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて

を上程し、議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

(事務局長朗読)

議長(後松一成君) 提案理由並びに議案内容の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(二藤誠祥君) お疲れのところ大変恐縮ございますが、よろしく願いいたします。

総務課長の二藤です。お願いいたします。

それでは、次のページ専決第1号を朗読させていただきます。

専決処分書、美郷町役場の位置を定める条例ほか154件を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成16年11月1日、美郷町長職務執行者藤嶋長右工門。

このことにつきましては、去る10月20日の9時からございましたけれども、町村合併に関する3町村議会議員説明会で既にご説明した条例の155件であります。よって、内容については省略させていただきたいと思っております。

なお、質疑については原課の課長が答弁するということにさせていただきたいと思っております。よろしく願います。

議長(後松一成君) これより本案に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

24番。

24番(泉 美和子君) 先日の3ヵ町村の説明会でもお伺いしましたけれども、保健センターの問題です。

合併前に住民サービスを後退させないように努めていくということでしたけれども、今回の保健センターに保健士さんを常駐させずに、六郷の特に保健センターは通常開いていないということは、合併前に言ってきたことと反していることだと思います。

これは、ぜひ見直して、元に戻していくべきだと思いますけれども、これについて今後どのようにしていこうと検討なさっているのかお考えをお伺いいたします。

議長(後松一成君) 答弁を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長(樋場雄一君) 福祉保健課の樋場です。

今のご質問にお答えいたします。保健センターの運営については、従来どおり結核検診、基本検診、母子・乳児検診など、各種検診に利用してまいります。

他に健康相談日を設けたいと思って、今検討中でございます。よろしく願います。

議長（後松一成君） はい、24番。

24番（泉 美和子君） そうすると、現状のままで元に戻さずに、何かあるときだけ、特に六郷の保健センターは、このまま何かあるときだけ開いて通常は閉めていると、そういう現状のままでいくということでしょうか。

議長（後松一成君） はい、答弁。

福祉保健課長（樋場雄一君） 各センターも同様でございます。

議長（後松一成君） はい、24番。

24番（泉 美和子君） いろいろな相談を行って、その時に開いていくということですが、特に六郷の場合は、以前も申しましたが、住民がいつでも気軽にいろいろな相談に訪れることができるということ定着してきました。

そういうことをなくしていくということは、やっぱり最初に言った住民サービスの後退につながるもただと思います。

合併に向けて話し合いをした、また、住民に説明してきた住民サービスの後退をさせないということに反することだと思います。

六郷も仙南も保健士さんたちが、結局地元の庁舎にいなくなっていますので、総合サービス課があるとはいえ、専門の相談やいろいろな用事を直接そこにするという場合には、やっぱり遠くなったわけですよね。千畑庁舎まで連絡をしなければいけないことですので。

そういうことを考えると、やっぱりこれは住民サービスの後退につながっていくことだと思いますので、ぜひ今後見直して、元に戻していくよう検討していただきたいと思います。

強くそのことを申し述べたいと思います。

議長（後松一成君） はい、答弁。

福祉保健課長（樋場雄一君） 住民サービスの低下にならないよう頑張っていきます。

議長（後松一成君） はい、ほかにございませんか。

14番。

14番（武藤 威君） 14番、武藤でございます。

承認第1号に対して、反対とか討論とか、そういう立場では申し上げませんが、美郷町条例の第16号の職員の定数関係ですけれども、私から言いたいのは、農業委員会の事務職員ですけれども、5人にするということでございます。

前農業委員会会長や職務代理の仙南、六郷、千畑とも、また何人かの農業委員の方々の意見も同じでございますが、農地移動関係、また、もろもろありますけれども、私も千畑町の事務関係

しかわかりませんが、3人です。仙南も3人、六郷も3人、臨時も含めてでございますけれども。

かつての千畑町の中身をも3人では相当難儀をしているような感じがされ、これでは住民のために相当無理しているなど、また、サービスの低下にならないのかなど、いつも懸念しておったわけでございます。

今度その3倍とでもいいですか、3町村が合併したのですが、その人数が5人と。やはり先ほど言いましたけれども、各農業委員の方々の意見をまとめてみましても、絶対これでは住民サービスの低下にかかわる問題だということで、その辺、この体制で本当に低下につながらないのか、ただ様子を見て増やしていくのか、お聞きしたいと思います。

議長（後松一成君） はい、総務課長。

総務課長（二藤誠祥君） お尋ねにお答えしたいと思います。

職員の定数につきましては、合併協議会の中でも十分に練られたものでございまして、多分農業委員会だけでなく、ほかにもあろうかと思えます。

この定数につきましては、このあと新町長が決まった時点で考える必要がでてくるかもしれませんが、今のところはこの現状で進めていきたいと、そういうふうに考えておるところです。

議長（後松一成君） はい、14番。

14番（武藤 威君） 私も合併協議会などを傍聴すればよかったわけですが、なかなか暇がなく、今ごろ聞いてあれですけども、農業委員会を例でいいですから、例えばこの5人という人数の出された中身。今まで9人ぐらいでようやくやりくりしていたのを、新町になって5人にしたと。その辺をお聞きしたいわけですけども。

議長（後松一成君） 町長公室長。

町長公室長（小原正彦君） ただいまのご質問についてお答えしたいと思います。

基本的に合併時点での職員数は306名でございます。今後定数管理等々で220ないし200人までの定数管理を行いたいというような考え方でございます。

基本的に各課の人員の配置につきましては、3分の2ぐらいの人員という観点で配置をさせていただいたところでございます。

その課によっては内容等々もございしますが、おおむねそのような観点で人員の配置を計画したところでございます。

ただそれぞれの内容につきまして、今後新町長が選任されました後に、それぞれの担当の課長、それから委員会のそれぞれの会長、委員長等々と協議しまして、それは今後の協議の対象に

なろうかと思えます。

ただ最終的に定数管理で200ないし220まで定数の減を図るということでございますので、基本的には3分の2ぐらいのところ設置をすると、そういうような考え方でございますので、その点ご理解の方お願いしたいと思えます。

議長（後松一成君） はい、14番。

14番（武藤 威君） ご理解してと言われれば理解はできませんし、これでは答えにもならないと。いわゆる数合わせ、小学校の算数の足し算、引き算みたいな計算でサービスを切り捨てていくと。ある面は増えるものもあるかもしれませんが、もうちょっと内容を吟味しながらこの後も検討していただきたいことを要望して終わります。

議長（後松一成君） 答弁いりませんね。ほかに。

35番。

35番（佐々木 正君） 佐々木です。

9-49、126号です。堆肥センターの設置条例の管理規則の中に、堆肥センターは秋田おばこ農業協同組合美郷町支所、それから美郷町農業振興センターとありますが、美郷町支所とはどこにあるものですか。

議長（後松一成君） はい、答弁。農政課長。

農政課長（深澤 廣君） 申しわけありませんが、質問の意思が今ちょっと理解できませんので、お願いします。

35番（佐々木 正君） 管理規則の1条の2に堆肥センターは秋田おばこ農業協同組合美郷町支所、美郷町農業振興センター及び何とかと書いてあるが、農協の美郷町支所とはどこにあるものですか。

農政課長（深澤 廣君） ただいまの質問にお答えします。

農協の美郷町支所というのは、まだ存在してございません。ミスプリントだと思います。

35番（佐々木 正君） そうすれば、何となるのですか。

農政課長（深澤 廣君） この堆肥センターについては、おばこ農協の六郷支所で管理しておりますので、六郷支所とかという形に訂正なると思えます。

議長（後松一成君） ほかに。

24番。

24番（泉 美和子君） この例規集を見ますと、長寿祝い金についてですが、条例ではなくて、規則になっているのですけれども、旧町村では各町村とも条例で定められていたと思えます

が、どうして規則になったのでしょうか。

条例の廃止というのは、合併で自動的に廃止になるのですか。そこら辺を伺います。

議長（後松一成君） はい、答弁。福祉保健課長。

福祉保健課長（樋場雄一君） 長寿祝い金のことについてご説明申し上げます。

法律に基づいた事項については、条例で制定しておりますが、今回の長寿祝い金は条例事項でないので、規則で制定しております。よろしく願いいたします。

議長（後松一成君） はい、24番。

24番（泉 美和子君） どうして条例事項でないのでしょうか。

よくわからないのですけれども。

条例の廃止は議会の議決を要するのではないのでしょうか。合併になったから特にならなくてもできるということですか。

規則であれば議会に一つ一つかけなくてもいいわけで、何か見ていると、規則ですので、そのうちだんだんとなくなっていくことができるのかな、というような施策の後退のように受け止められましたので、その点。そういうことでは私はいけないと思いますので。

中身も旧六郷町と比べると、内容もやはり後退しています。どのような検討をしてこういうふうになったのでしょうか。

議長（後松一成君） はい、福祉保健課長。

福祉保健課長（樋場雄一君） お答えいたします。

条例の中身は地方自治法第14条並びに第15条で規定しておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

後段の、合併前は条例で制定しておりまして、新町になればということでもありますけれども、それは総務課長から答弁願います。

祝い金の金額ですが、この祝い金の条例は昭和60年頃に制定になったものでございまして、限られた財源の中では、時代にそぐわなくなったので、今回有効利用するために金額は減にさせていただきました。

その分の金額は、有効利用として少子化対策等に充てられていると思っております。

以上です。

議長（後松一成君） 総務課長。

総務課長（二藤誠祥君） それでは、条例関係についてご説明申し上げたいと思います。

旧条例がどうなるのかということですが、それについては六郷町、千畑町、仙南村の

条例については、合併と同時に廃止になるということになります。

それから条例により制定が必要な行為は次のとおりとするということで、一つ目は、義務を課しまたは権利を制限するには法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならないということで、これが先ほど福祉保健課長が言った地方自治法第14条のことです。

それから法律またはこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収または分担金、使用料、加入金もしくは手数料の徴収に関すること。

それから、法律または条例の定めるところにより執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問または調査のための機関を設置する場合は地方自治法第138条の4ということで、条例で制定するということになってございます。

それから四つ目としては、法律で条例制定を求めている場合ということでございます。

これら以外の行為で町長の権限に属することについては、規則による制定が可能だということになってございます。これが地方自治法第15条ということでございます。

また、補助金の支給やサービス賦課については、規則、規程等で事業実施できるほか、町長に編成権のある予算、これは地方自治法第149条と密接に関連しております。したがって美郷町の長寿祝い金である規則については、町長の裁量により予算を調製しながら実施できるよう、規則により制定したということでございます。

以上であります。

議長（後松一成君） はい、24番。

24番（泉 美和子君） 町長の裁量によりということで、制度の後退にならないように、ぜひしていただきたいと思います。

いろいろ説明していただきましたけれども、受け取る側としては条例から規則になったということで、何か議会にかけなくてもいいので、いつでもサービスの後退に導くような中身にしていくのではないかとこのように危惧されますので、そういうことのないように、ぜひしていただきたいと思います。以上です。

議長（後松一成君） はい、35番。

35番（佐々木 正君） 企業誘致条例に関してです。

合併協議会の説明会のときにいろいろ伺いました。それで事務局の方では六郷の案が一番まわって、条件的にもいいというようなことでした。それでこのようになったと思います。

ただ、六郷町長に伺いましたら5年間も企業がきていない、それこそ誘致できていないということだそうです。

このような条例をつくっても何にもならないのではないですか。どうせやるなら企業がくるような条例をつくった方がいいのではないですか。

合併というのは企業からすればどういう状態か考えてみればわかると思います。やっぱり住民を豊かにして、税金を増やして、福祉をよくするというようなことだと思えます。そこら辺何と考えていますか。

議長（後松一成君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（小林宏和君） 商工観光課の小林です。

企業誘致条例の制定につきましては、現在ですが旧3町村の中では15社が誘致工場として認可になってございます。認可の状況につきましては、税法上の軽減策とかいろいろ講じてまいりましたが、今こういった不況の中でなかなか工場が誘致できない、そういう中では美郷町の商工観光の中でもいろんな事業展開を行いまして、必ずしも製造業だけの工場でなくても、いろいろな展開を考えていきたいと思っております。

いずれこの条例の設置状況につきましては、また世の中の流れに合わせながら設置内容を検討してまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（後松一成君） はい、35番。

35番（佐々木 正君） 課長の言ったとおり時代に即応したやり方で、それこそ企業を誘致して就職者を増やしてもらいたいと思います。

議長（後松一成君） ほかに。

40番。

40番（斉藤正衛君） 一つ質問をいたします。

先ほど福祉保健課長から長寿祝い金の話、また、保健センターの話がございました。私はその答弁を伺っておりまして、やはり政策的には新町長が決まっていない今、また時期的にも本当に新しい町が動き始めた今、この合併をするに当たって町民と約束した大きなことというのは、負担は小さく、そしてサービスは高い方に合わせていくと、現行のサービスから絶対に後退させないということが、この合併の前提であったはずですが。

実際に動き出してみても、そしてやってみた結果、何年かたったらなかなか財政的に難しいというのであれば理解は得られるかと思えますけれども、今始まったばかりの状態の時に、こういうものが出てくるというのは、やはりこれは信義に反するのではないかと思うのですが、そこら辺の整合性などはどのように考えているのでしょうか。

議長（後松一成君） はい、答弁。

町長公室長（小原正彦君） ただいまのご質問にお答えいたしたいと思います。

基本的には合併時から新しい首長が選任されるまでの間は、職務執行者が行政を執行するということになっております。その間は新たな行政の事業等々は起こさないというのが通例になってございます。

そのために、今回提案しました条例関係、それから予算関係につきましては、現在3町村が実施している条例、予算等々の中で空白期間を設ければできないものを皆さん方に提示したところでございます。

今後の政策的な内容につきましては、新しい町長が選任された後の議会等々で、それらが提案されることとなりますので、今回の暫定的な処置ということでご理解の方お願いしたいと思います。

議長（後松一成君） はい、40番。

40番（斉藤正衛君） まさに今室長がおっしゃったように、本来の町長が決まるまでいじらないのが私も前提だと思えます。

ところが今回の条例というものは、もういじってしまっているわけです。いじらないはずのものをいじっている。そしてそれが、本来この合併するに当たっての大前提を崩しかけている。つまり町民に約束したことが守られていない、そういうふうにも受け取られかねないような、そういうようなことではないかと、私はそういうところを聞いているのですけれども。

つまり、約束が守られたのかということですよ。いかがでしょう。

議長（後松一成君） はい、町長公室長。

町長公室長（小原正彦君） その点につきましては、合併することによりまして今までと同様な形のものだけが残ることになれば、例えば先ほどの保健センターの例等々を考えますれば、今までと何ら合併しても変わりがないというような形に持っていかなざるを得ないということになります。

合併しまして庁舎を分庁にする、それから職員管理等々も今後定数管理で検討していくというようなことでございます。

その中で例えば保健センター等々につきましては、職員を置かない代わりに代替案として、イントラネット、シャトル便というような形のものを設置してございます。そういうものでできるだけ住民の方々に不便にならないような対応をとるということで、その代替案をとっているところでございますので、その点についてはよろしくご理解の方お願いしたいと思います。

議長（後松一成君） はい、40番。

40番（斉藤正衛君） 代替の案があるということでしたけれども、それではなぜ今回保健センターなりに常駐の人を今までのように派遣しない、それによって得る利益は何だというようにお考えになって、今回このようになさったのでしょうか。

議長（後松一成君） はい、町長公室長。

町長公室長（小原正彦君） 一つは職員管理という点から考えまして、保健センターのみの行動ではなくて福祉保健課全体でそれらを管理していくと、そういうような観点から千畑庁舎の方に保健士等々も常駐させると。ただし、検診等々、そういうものがある場合には、当然それらの施設を使いながら住民の方々には迷惑をかけないような方法をとっていきたいというふうに考えているところでございます。

基本的には職員管理、それから事務事業の、例えば検診等々を3町村が同じような形で実施していくための一つの方策であるというふうな考え方に立ちまして、一本化したということでございます。

議長（後松一成君） はい、40番。

40番（斉藤正衛君） いまひとつ説明がよくわからないのですけれども、できれば町民から見てこういう状況になってきたのであれば、保健センターを常駐なり何なり、また、その長寿祝い金なり、そういうものを削るとか、そういうような状況が町民から見てわかるような状況、こういうものをきっちりと説明なり何なりできるような状況になった時に、実際にこういうことが動くのであれば、それは町民の納得も得られるかと思うのですけれども、しょっぱな始まっていきなりこういうことが出てきて、そして皆さんとの約束は守っていると、サービスは高い方に合わせましたよと言っても、なかなか町民の理解は得られないのではないかと私は思います。

ぜひとも再考をお願いして質問を終わります。

議長（後松一成君） はい、福祉保健長。

福祉保健課長（樋場雄一君） 今後新しい町長と十分相談しながらやっていきたいと思っております。

議長（後松一成君） はい、ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

ここで2時45分まで休憩いたします。

(午後 2時27分)

議長(後松一成君) それでは休憩を解きまして本会議再開いたします。

(午後 2時45分)

承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(後松一成君) 次に、日程第14、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

事務局長が朗読いたします。

(事務局長朗読)

議長(後松一成君) 提案理由並びに議案内容の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(二藤誠祥君) それでは専決第2号、専決処分書の方をご説明申し上げます。

地方自治法施行令第2条の規定に基づき、平成16年度一般会計暫定予算を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成16年11月1日、美郷町長職務執行者 藤嶋長右工門。

それでは一般会計の暫定予算について、ご説明申し上げたいと思います。

暫定予算の編成に当たりましては、千畑町、六郷町、仙南村の合併により美郷町が設置されたことに伴い、地方自治法施行令第2条の規定により、本予算が議会の議決を経て成立するまでの間の必要な経費について、暫定予算を調製し地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものであります。

一般会計の暫定予算の内容は、その期間を平成16年11月1日から90日間とし、歳出予算につきましては、旧2町1村で議決をいただきました平成16年度予算額の執行残額を基本に、人件費等

の義務的経費など必要とされる経費及び事務事業等を継承し執行するための経費を計上したものであります。

歳入予算につきましても、平成16年度予算額の未収入額を基本とし、暫定予算期間内に歳入が見込まれる自主財源等を中心に計上したものであります。

また、暫定予算の性格上、歳出予算を主な内容として調製し、収支の均衡は必要とされないことを踏まえ編成したものでございます。

それでは、予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

平成16年度美郷町一般会計暫定予算の歳入予算の総額は、2億196万2,000円。歳出予算の総額は46億9,140万5,000円といたしました。

次に8ページをご覧いただきたいと思います。第2表の債務負担行為です。

第2表の債務負担行為であります。旧3町村における債務負担を継承するため、一覧で計上しております。

次にもう一度1ページの方に戻っていただきたいと思いますが、一時借入金の最高額につきましては、過去の借り入れ実績や基金の繰り替え運用等を勘案し、5億円といたしましたところがございます。

それから歳出予算の流用につきましては、予算の過不足が生じた場合における同一の款内で、これらの経費の各項間の流用をお認めいただくものです。これは予算を弾力的に運用することとさせていただきます。

次に3ページをご覧いただきたいと思います。

歳入につきましては、暫定予算期間内に歳入される実収入見込みとして、町税のみを計上いたしました。

次に歳出につきましては、暫定予算期間内に必要とされる人件費、それから交際費及び扶助費等の義務的経費や毎年経常的に行われる事務事業の経常的な経費や旧町村から契約を引き継いだ工事請負費や委託料などを中心に計上したということとさせていただきます。

4ページ以下の総括表で歳出の方を説明いたします。

最初に議会費につきましては、議会の運営並びに議会活動に必要な経常的な経費のほか、議員報酬、職員人件費など、総額9,314万6,000円を計上したところとさせていただきます。

次に総務費につきましては、全般的な行政管理費を始め、税務、情報化及び戸籍事務等の一般行政経費のほか、美郷町長選挙、執行経費など、総額8億1,846万1,000円を計上したところとさせていただきます。

次に民生費につきましては、福祉事業にかかわる一般経常経費のほか、高齢者や障害者の施設入所、支援費などの扶助費等、総額4億4,397万5,000円を計上したところでございます。

それから衛生費では、町民の健康づくりや生活環境の整備を進めるための一般経常経費のほか、各種検診及び予防接種事業費、一般廃棄物処理事業費など、総額2億4,401万1,000円を計上したところでございます。

それから労働費では、緊急地域雇用特別基金事業費、出稼ぎ支援事業費等、総額2,068万5,000円を計上したところでございます。

それから農林水産業費では、農業委員会の運営経費や農林業振興対策にかかわる一般経常費、それから職員人件費などの義務的経費のほか、旧町村で契約済みであります農道整備事業費、農業集落排水事業特別会計繰出金等で、総額4億3,847万2,000円を計上しました。

商工費では、商工業、観光にかかわる一般経常経費のほか、中小企業金融対策事業費、観光振興対策事業費など、総額2億1,060万8,000円を計上したところでございます。

次に土木費につきましては、道路、橋梁、河川等にかかわる一般経費や職員人件費などの義務的経費のほか、道路維持事業費、旧町村で契約済みであります道路新設改良事業費、都市公園費などが主なもので、総額17億1,601万5,000円を計上したところでございます。

次に消防費につきましては、消防団の運営にかかわる一般経費のほか、広域市町村組合への負担金等で、総額1億45万7,000円を計上したところでございます。

教育費につきましては、教育委員会の運営経費や教育文化及び体育施設の維持管理に要する経費、職員人件費などの義務的経費などが主なもので、総額5億4,565万5,000円を計上したところでございます。

次に災害復旧費につきましては、大雨による災害復旧事業費の2,018万2,000円を計上いたしました。

次に公債費につきましては、起債の定時償還に要する経費で、952万4,000円を計上したところでございます。

それから支出金につきましては、地方財政法に規定されている基金から生ずる利息分の積み立てに要する経費の21万4,000円を計上したところでございます。

以上が平成16年度一般会計暫定予算の概要でございます。

議長（後松一成君） 内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

はい、5番。

5番（村田 薫君） 3ページですけれども、歳入でお伺いいたします。

先ほど説明ありましたけれども、町税しか計上しないということでしたけれども、歳入におきまして合併特別交付金とか町村への補助金など、合併時に交付されるべき支援される歳入はございませんでしょうか。

議長（後松一成君） はい、答弁。

総務課長。

総務課長（二藤誠祥君） それにつきましては、先ほども申しましたとおり16年度予算で審議をいただいております。

それ以外にこれから見込まれる分をここに計上しておるものでございます。

議長（後松一成君） はい、ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、これより採決します。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（後松一成君） 日程第15、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

事務局長が朗読いたします。

（事務局長朗読）

議長（後松一成君） 提案理由並びに議案内容の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（二藤誠祥君） それでは専決第3号の次のページを見ていただきたいと思います。

専決処分書、地方自治法施行令第2条の規定に基づき、平成16年度美郷町国民健康保険特別会計暫定予算を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成16年11月1日、美郷町長職務執行者 藤嶋長右工門。

それでは国保特別会計の暫定予算について説明申し上げます。予算書の97ページをご覧ください。

暫定予算の内容は、その期間を平成16年11月1日から90日間とし、歳入予算は暫定予算期間内に歳入が見込まれる国民健康保険税1億8,401万8,000円を計上いたしました。

歳出につきましては旧2町1村で議決をいただきました平成16年度予算額の執行残額を基本に、国民健康保険被保険者の診療費に対する保険給付費など、暫定予算期間内に執行するための経費、総額5億9,174万3,000円を計上いたしました。

また、暫定予算の性格上歳出予算を主な内容として調製しております。収支の均衡は必要とされないことを踏まえ編成したものであります。以上です。

議長（後松一成君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、これより採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号は、原案のとおり承認されました。

承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（後松一成君） 続いて、日程第16、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

事務局長が朗読いたします。

（事務局長朗読）

議長（後松一成君） 提案理由並びに議案内容の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（二藤誠祥君） それでは、次のページの専決第4号、専決処分書について朗読いたします。

専決処分書、地方自治法施行令第2条の規定に基づき、平成16年度美郷町老人保健特別会計暫定予算を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成16年11月1日、美郷町長職務執行者 藤嶋長右工門。

それでは老人保健特別会計の暫定予算について説明申し上げます。予算書の113ページをご覧ください。

暫定予算の内容は、その期間を平成16年11月1日から90日間とし、歳入予算は暫定予算期間内に歳入が見込まれる支払基金からの交付金7億3,945万6,000円を計上いたしました。

歳出につきましては旧2町1村で議決をいただきました平成16年度予算額の執行残額を基本に、老人保健受給者にかかわる医療諸費など、暫定予算期間内に執行するための経費、総額7億6,734万6,000円を計上いたしました。

また、暫定予算の性格上歳出予算を主な内容として調製し、収支の均衡は必要とされないことを踏まえ編成したものでございます。以上です。

議長（後松一成君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

質疑を打ち切り、これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、これより採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、承認第4号は、原案のとおり承認されました。

承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（後松一成君） 続いて、日程第17、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

事務局長が朗読いたします。

（事務局長朗読）

議長（後松一成君） 提案理由並びに議案内容の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（二藤誠祥君） それでは、次のページの専決第5号、専決処分書を朗読いたします。

地方自治法施行令第2条の規定に基づき、平成16年度美郷町簡易水道特別会計暫定予算を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成16年1月1日、美郷町長職務執行者 藤嶋長右工門。

それでは簡易水道特別会計の暫定予算について説明申し上げます。予算書の123ページをご覧ください。

暫定予算の内容は、その期間を平成16年11月1日から90日間とし、歳入予算は暫定予算期間内に歳入が見込まれる水道使用料等2,699万円を計上いたしました。

歳出につきましては旧2町1村で議決をいただきました平成16年度予算額の執行残額を基本に、黒沢地区及び六郷東部地区の新設事業、既存施設の維持管理など、暫定予算期間内に執行するための経費、総額4億543万3,000円を計上いたしました。

また、暫定予算の性格上歳出予算を主な内容として調製し、収支の均衡は必要とされないことを踏まえ編成したものでございます。よろしく願いいたします。

議長（後松一成君） 本案に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、これより採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、承認第5号は、原案のとおり承認されました。

承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（後松一成君） 続いて、日程第18、承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

事務局長が朗読いたします。

（事務局長朗読）

議長（後松一成君） 提案理由並びに議案内容の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（二藤誠祥君） それでは、次のページの専決第6号、専決処分書を朗読いたします。

地方自治法施行令第2条の規定に基づき、平成16年度美郷町下水道事業特別会計暫定予算を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成16年11月1日、美郷町長職務執行者 藤嶋長右工門。

それでは下水道特別会計の暫定予算について説明申し上げます。

その前に137ページの一番上のところにミスプリントがございますので、ご訂正願いたいと思います。平成16年度下水道事業となっておりますが、平成16年度美郷町下水道事業ですので、美郷町を入れていただきたいと思います。

暫定予算の内容は、その期間を平成16年11月1日から90日間とし、歳入予算は暫定予算期間内に歳入が見込まれる受益者負担及び施設使用料等941万7,000円を計上いたしました。

歳出につきましては旧六郷町で議決をいただきました平成16年度予算額の執行残額を基本に、施設の整備や維持管理に必要な経費等、暫定予算期間内に執行するための経費、総額1億8,749万2,000円を計上いたしました。

また、暫定予算の性格上歳出予算を主な内容として調製し、収支の均衡は必要とされないことを踏まえ編成したものでございます。

次に第2表の債務負担行為であります。旧六郷町における債務負担を継承するため一覧で計上しております。以上であります。

議長（後松一成君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(後松一成君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、承認第6号は、原案のとおり承認されました。

承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(後松一成君) 続いて、日程第19、承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

事務局長が朗読いたします。

(事務局長朗読)

議長(後松一成君) 提案理由並びに議案内容の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(二藤誠祥君) それでは、専決第7号、専決処分書を朗読いたします。

地方自治法施行令第2条の規定に基づき、平成16年度美郷町農業集落排水事業特別会計暫定予算を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成16年11月1日、美郷町長職務執行者 藤嶋長右工門。

集落排水も151ページのところにミスプリントがございます。平成16年度農業集落となっておりますが、美郷町農業集落排水と、美郷町を入れていただきたいと思っております。

それでは説明いたします。暫定予算の内容は、その期間を平成16年11月1日から90日間とし、歳入予算は暫定予算期間内に歳入が見込まれる排水施設使用料等1,198万3,000円を計上いたしました。

歳出につきましては旧千畑町、旧仙南村で議決をいただきました平成16年度予算額の執行残額を基本に、施設の維持管理に必要な経費等、暫定予算期間内に執行するための経費、総額5,220万2,000円を計上いたしました。

また、暫定予算の性格上歳出予算を主な内容として調製し、収支の均衡は必要とされないことを踏まえ編成したものでございます。

以上が集落排水事業特別会計の暫定予算の概要でございます。

議長（後松一成君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、これより採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、承認第7号は、原案のとおり承認されました。

散会の宣告

議長（後松一成君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時15分）